

六日町観光協会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は、六日町観光協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、南魚沼市六日町エリアの温泉、食や地酒、自然景観等優れた資源を活用して、市民およびお客様の余暇活動の充足を図り、交流人口の拡大による産業や経済及び文化の発展に役立つことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を、新潟県南魚沼市六日町139番地に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.四季を通じた観光商品の開発と積極的な誘客宣伝事業
- 2.南魚沼市民および観光客のための健康増進事業
- 3.地域のイベントやまつりの活性化事業
- 4.姉妹友好都市等との交流事業
- 5.市内観光施設および団体等の運営支援事業
- 6.その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- 1.正会員 本会の目的に賛同して入会した、個人や団体および法人で議決権を持ち、運営や事業活動の中核を構成する。
- 2.賛助会員 本会の目的に賛同し、議決権は有しないが、人的、金銭的支援を行う個人や団体および法人で、正会員以外のもの。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金は返還しない。

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事(会長、副会長を含む) 8名以上、13名以内
- (4) 監事 2名

(選任等)

第11条 本会の役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長および副会長は理事の互選とする。

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は総会および役員会の議決事項を執行する。
- (4) 監事は本会の業務および会計を監査する。

(役員の仕事)

第13条 本会の役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

(報酬等)

第14条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 本会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、役員会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

(会議)

第16条 本会の会議は、総会、役員会とする。

- 2 総会および役員会は、会長が収集し、議長を務めるものとする。

(総会の権限)

第17条 本会の総会は、正会員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (5) 会費の額
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(会議の議決)

第18条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第19条 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1. 日時および場所
 - 2. 会議の出席者数
 - 3. 審議事項
 - 4. 議事の経過の概要および議決の結果
 - 5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名、押印しなければならない。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1.この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2.本会設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 3.本会の設立当初の事業年度については、第20条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4.本会の会費は、個人や団体および法人にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 10,000円以上/年

賛助会員 5,000円以上/年